

大沢中学校 P T A 部活補助金交付内規

第1条 目的

この内規は、相模原市立大沢中学校 P T A 規約第 3 2 条に規定する事項について取り扱いを定める。

2 部活動等とは、体育系及び文科系を問わず学校を代表する団体・個人をいう。

第2条 目的

学校長が認める部活動等において、保護者の負担軽減及び部活動等の奨励を図ることを目的とする。

第3条 補助額

学校長から補助対象の諮問があった時は、本部役員会で答申する。

第4条 交付手続

- 1 本補助金の交付を申請できる者は、副校長とし、別紙申請書により申請する。
- 2 会長は、申請があったときは速やかに事実を確認し、会計に送付するものとする。
- 3 会計は、遅滞なく交付手続を取るものとする。

第5条 報告

- 1 本補助金は、交通費・宿泊費等の補助を主目的とするため、使途に関する会計報告は求めないものとする。
- 2 本大会に欠場したときは、速やかに返金するものとする。

第6条 その他

本内規に定めのない事項については、運営委員会で協議して定めるものとする。

附 則（令和 8 年度定期総会決議）

（施行期日）

- 1 この内規は、令和 8 年 5 月 1 日から施行する。
（大沢中学校 P T A 部活補助金交付要綱の廃止）
- 2 大沢中学校 P T A 部活補助金交付要綱（平成 1 4 年 1 1 月 6 日施行）は、廃止する。

大沢中学校 P T A 部活動補助金交付申請書

大沢中学校 P T A 会長

様

申 請 者

大沢中学校 P T A 部活動補助金交付内規第 4 条に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 大 会 名

2 大会期間 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

3 開 催 地

4 出場者名 別紙のとおり

5 申請金額

金							円
---	--	--	--	--	--	--	---

令和 年 月 日

上記のとおり相違無いことを認めます。

相模原市立大沢中学校長